

令和5年度第2回船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

日時：令和5年9月22日（金）午後1時30分

場所：本庁舎9階第1会議室

出席者

（委員） 中村順哉会長、佐藤高広副会長、吉田壽一委員、根本明子委員、三井陽子委員、
乾麻由美委員、馬場勲委員、塩原貴子委員、島田晴美委員、石井幸夫委員

（職員） 滝口高齢者福祉部長、田中高齢者福祉課長、窪田地域包括ケア推進課長、
齋藤介護保険課長

欠席委員 佐藤惟委員、山崎繁夫委員、林武仁委員

1. 開会

2. 議題等

【報告事項】

（1）第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の第1部について

（2）地域包括支援センターの整備方針について

3. 閉会

議事

○事務局

定刻より早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまより令和5年度第2回船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。司会を務めます介護保険課の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、林委員、佐藤惟委員、山崎委員から欠席の御連絡をいただいております。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。本日御用意いたしました資料としまして、席次表、資料1で一部差し替えがありまして、差し替えの一部の資料を机の上に置かせ

ていただいております。このほか事前に送付させていただきました資料としまして、本日の次第、本委員会の委員名簿、右上に資料1と書かれております「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第1部）の案」、資料2といたしまして「地域包括支援センターの整備方針について」、以上でございますが、資料等足りない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければと思います。

なお、本日の会議時間は1時間程度を予定しておりますので、御協力のほうよろしく願います。

それでは、議事を進めるに先立ちまして、会議の公開について御説明させていただきます。

船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき、本日の議題には不開示情報が含まれていないため、会議は公開となります。

また、会議の概要及び会議録は、市のホームページ及び市役所11階の行政資料室にて公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の傍聴者はありませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○中村会長

それでは、これより次第2の議題等に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、報告事項（1）「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の第1部について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

介護保険課の住吉と申します。説明につきましては着座にて失礼いたします。

それでは、介護保険課事務局より、報告事項（1）第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の第1部について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

こちらの資料の下にページ番号を振っております。8ページを御覧ください。計画書の構成について記載しているページです。

こちらの計画書は3部構成としております。第1部では計画の趣旨と概要、高齢者を取り巻く現状と課題、本市の高齢者施策の状況及び将来フレームについて示しております。第2

部では、ビジョンと基本方針、基本方針別の事業について、そして第3部では、被保険者の現状と見込み、第9期介護保険事業計画における施設等整備方針並びに今後のサービス量の推計、介護保険財政、そして第1号被保険者の保険料について示していく予定となっております。

こちらは、12月の中旬から来年1月の中旬、1か月程度かけて実施いたします計画書の素案のパブリックコメントに向けまして、次回10月31日に開催を予定しております本委員会にて素案を御確認いただく予定ですが、今回につきましては、3部構成のうちまず第1部について、現時点で作成している内容を、途中段階ではありますが御報告させていただきます。

それでは、少し戻りまして3ページを御覧ください。第1章、第1節「計画の趣旨」についてです。こちらでは、過去の計画から次期の計画策定に向けた趣旨を記載しております。次の4ページになりますが、次期の計画策定は、計画期間中に団塊の世代全員が75歳以上となる2025年を迎えることとなります。こちらに記載しておりますように、厚生労働省が示す基本的な考え方に基づいた計画策定を実施するよう趣旨として記載しております。

続きまして5ページを御覧ください。第1章、第2節「計画の概要」についてです。こちらでは、計画の法的な位置づけや船橋市の他の計画体系における位置づけを7ページまで記載しておりますので、御覧ください。

続いて9ページを御覧ください。第2章として、第1節「市内高齢者の現状」についてです。こちらでは、船橋市における人口構造や世帯構成、ひとり暮らしの高齢者数とか認知症高齢者数の推移を17ページまで記載しております。10月1日時点のデータを反映いたしますので、今年の数値はまだ記載しておりませんが、次回素案の中でお示しさせていただきます予定です。

続いて18ページからですが、日常生活圏域の状況及び地域包括支援センターの整備状況を21ページまで記載しております。日常生活圏域について、船橋市総合計画における行政ブロックに設定されております5つの地区（南部、西部、中部、東部、北部）を日常生活圏域として設定しており、高齢者施設や地域包括支援センターなど基盤整備の中心的な位置づけとしております。

続きまして22ページを御覧ください。第2章、第2節「高齢者生活実態調査結果等の概要」についてです。こちらでは、昨年の12月に実施いたしました高齢者生活実態調査の結果概要を45ページまで記載しております。こちらの調査についてですが、要介護認定を受けていな

い65歳以上の高齢者5,000人を対象とした①高齢者基本調査、続いて、要介護認定を受けている高齢者4,000人を対象とした②要介護高齢者調査、続いて、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯5,000人の方を対象とした③ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯調査、4つ目、40歳から64歳の方1,000人を対象とした④若年調査の4種類の調査を実施いたしました。

24ページから結果の概要を載せております。地域包括ケアシステムの5つの基本方針があります「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」の5つの分野ごとに、結果の概要を45ページまでまとめて掲載しております。そして、こちらの結果を踏まえまして、46ページから次期計画の第9期計画に向けてのポイントとして、5つの基本方針ごとに記載しております。

続きまして49ページを御覧ください。第3章、第1節「第8期計画の進捗状況」についてです。冒頭で御説明いたしましたとおり3部構成としておる計画書の第2部では、ビジョンと基本方針、基本方針別の各事業について記載する予定ですが、こちらでは現在の第8期計画の第2部に記載しております各事業の進捗状況結果を記載する予定です。現在、数値については集計しておるところで、こちら素案の中でお示しさせていただく予定です。

続きまして59ページを御覧ください。第3章ということで、第2節「船橋市介護保険事業の動向」についてです。こちらでは、介護保険事業の動向を、船橋市の第1号被保険者数、要介護認定者数、給付費の3つの指標の過去からの推移を61ページまで掲載しております。

続きまして62ページを御覧ください。現在の計画であります「第8期事業計画値の検証」です。こちらでは、船橋市の第1号被保険者数、要介護認定者数、給付費の3つの指標につきまして、現在の第8期計画の計画値と実績値を比較しており、65ページまで検証結果について記載をする予定です。

66ページを御覧ください。第3章、第4節「将来フレーム」についてです。こちらでは、船橋市の総人口及び高齢者数、ひとり暮らしの高齢者数と認知症高齢者数の将来推計の人数を記載しております。66ページから69ページにつきましては、当日資料として配付させていただきましたが、人数に修正がありましたので、恐れ入りますが差し替えをさせていただきます。当日資料にあります表にある黄色い網かけの部分の人数が修正箇所となっており、それに伴いまして、色づけはしておりませんが、グラフのほうも併せて修正を行っております。申し訳ありませんが、差し替えとして御確認いただきますようお願いいたします。

以上、計画書の第1部（案）について、現時点での作成内容として御報告させていただきましたが、今後、データの更新や内容の精査を改めて行いまして、残りの計画書第2部、第

3部も含めて計画書の素案として作成いたしまして、次回10月31日に予定しております本委員会にて御確認いただく予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

こちらの議題について、説明は以上です。

○中村会長

ただいま事務局から説明を受けました。何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

皆様よろしいでしょうか。それでは、本委員会として、報告事項(1)「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の第1部について」、御説明いただいた内容で報告を受けたものといたします。

続きまして、報告事項(2)「地域包括支援センターの整備方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

地域包括ケア推進課、玉川です。議題(2)「地域包括支援センターの整備方針について」御説明させていただきます。

資料2を御覧いただければと思います。

改めての御説明になりますが、地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど様々な相談に対応する相談窓口で、地域包括ケアシステムを実現する上で中心的な役割を果たすことが求められております。地域包括支援センターの整備に当たっては、介護保険事業計画に整備方針を明記した上で整備を図っており、本日はこちらの整備方針(案)について御報告をさせていただきます。

また、こちらの内容につきましては、先日、8月18日に開催された地域包括支援センター運営協議会において御承認いただいておりますことも併せて申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず概要についてです。今回の整備方針については、これまでの整備方針の考え方を基本としつつ、本市を取り巻く状況を踏まえ、地域包括支援センターの整備方針を図るものです。

これまでの整備方針の考え方ですが、①5つの日常生活圏域に設置されている直営地域

包括支援センターを基幹型地域包括支援センターとして設置する。②24の地区コミュニティに在宅介護支援センター等を設置する。③高齢者人口が1万人を超える地区コミュニティ、または既に高齢者人口が8,000人を超えており、かつ将来1万人を超えることが想定される地区コミュニティについて、在宅介護支援センターから民間事業者への委託という形を活用して地域包括支援センターへ移行する。④委託の地域包括支援センターは、1つの地区コミュニティのみを担当するものではなく、高齢者の生活実態や利便性、地区の広域性等を勘案して、必要に応じて複数地区コミュニティを担当する。⑤複数地区コミュニティを担当する場合には、1地区に地域包括支援センターを設置し、残りの地区には引き続き在宅介護支援センターを設置するというものです。

これらを踏まえ、現在までに、直営5か所、委託9か所、合計市内14か所の地域包括支援センターを設置しております。

続きまして2ページ目を御覧になっていただければと思います。

(2) 船橋市における地域包括支援センターの現状と課題です。こちらにつきましては、現在大きく3つの課題があると認識しております。

①相談件数の増加です。高齢者人口が増加の一途をたどっており、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが対応する相談件数の総件数も増加傾向となっております。

②相談内容の複雑化・複合化です。権利擁護、高齢者虐待等の相談件数も年々増加傾向にあり、地域包括支援センターとして複雑化・複合化した課題に直面するケースが増加しております。

③立地の課題です。当市では地区コミュニティを基本として地域包括支援センターを整備してきたところです。これによって地域ケア会議等のネットワークとの連携性を継続できているところです。一方、広いエリアや住んでいる場所によっては担当センターまでの距離が遠いため、地域によってはセンターまでのアクセスや訪問に時間がかかるなどのお声もいただいております。

3ページ目を御覧ください。

これらのことから既存の地域包括支援センターの機能強化を推進していく必要があると考えており、今回の整備方針(案)としまして、法典地区及び豊富・坪井地区に既存の地域包括支援センターのサブセンターを設置していくという案をお示しさせていただきたいと思っております。

サブセンターにつきましては、地域包括支援センターと一体的に運営され、センターが行

う4つの業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を実施する機能を持つセンターの支所的な役割を持つ窓口です。今回サブセンターの設置につきましては、広域なエリアを有している、または来所者数が多い法典地域包括支援センターと豊富・坪井地域包括支援センターの2か所を候補としております。

4ページ目と5ページ目の表を御覧になっていただければと思います。4ページ目の表1につきましては、地域包括支援センターの来所者数、5ページ目の表2につきましては、センター・地区高齢者数及び面積の表となっております。

まず法典地域包括支援センターですが、表1の来所者数の法典のところを見ていただくと、全14センターの中で最も多い来所者数となっております。また、表2の法典地区のところを御覧になっていただくと、面積が全体で3番目に大きいエリアとなっております。エリアが比較的広く、相談来所者数が多いことから、センターから遠方に設置している地域に潜在的な相談があるなどのお話を伺っております。

また、豊富・坪井地域包括支援センターですが、表2の豊富地区のところを御覧になっていただければ分かるかと思いますが、24地区の中で突出して広いという特徴があります。これら既存の2センターにそれぞれサブセンターを設置することにより、市民の利便性の向上だけでなく、センターのアウトリーチ力のさらなる向上や地域づくりの推進を図っていきたい所存です。

説明につきましては以上です。会長よろしくお願ひいたします。

○中村会長

ただいま事務局から説明を受けました。何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

皆様よろしいでしょうか。それでは、本委員会として、報告事項(2)「地域包括支援センターの整備方針について」、御説明をいただいた内容で報告を受けたものといたします。

それでは、議題以外のそのほかにつきまして、どなたか何かありますでしょうか。

よろしいですか。よろしければ、最後に事務局から連絡事項がありましたらよろしくお願ひいたします。

○事務局

事務局から連絡事項を申し上げます。

会議の議事録について御報告いたします。議事録につきましては、事務局にて作成した上で皆様に御確認をいただいた後に公開となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回の開催予定ですが、先ほどお話ししましたように、10月31日火曜日を予定しております。委員の皆様には後日開催通知をお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

3. 閉会

○事務局

それでは、以上をもちまして、第2回船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

(了)